

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本理念

1. ごみ処理行政のあり方・目標

循環型社会形成推進基本法の制定から9年が経過した現在では、循環型社会を構築するために、市民一人ひとりが「地球の限られた資源を無駄にせず、効率的に活用する－もったいない－」の考え方を大切にしながら、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、ごみになったら資源として利用する（再生利用：リサイクル）という3Rの取り組みを推進する必要があります。

このような取り組みの推進を図りながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年法律第137号）第6条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づく、橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成18年条例第154号）第13条により本計画の基本理念を以下のように策定します。

基本理念

**「もったいない」と「ごみの3R」を推進する
循環型社会のまち － はしもと －**

ごみの排出抑制に向けて、「ごみを出さない、ごみになる物を出来るだけ買わない、ごみを作らない」といった行動を促進し、ごみを資源としてできる限り再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりを目指します。

2. 目標を達成するための基本的な視点

基本理念を実現するため、以下に示す基本的な視点に基づき本計画を策定します。

◆ 主体性のある計画

国や県、橋本周辺広域市町村圏組合、その他関連の諸計画との整合性を図り、本市の特性ある計画を策定します。

◆ まちぐるみの計画の策定（市民・事業者・行政連携の計画）

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携できる計画を策定します。

◆ 実効性・実現性のある計画

循環型社会のまちを構築するために、実効性と具体性を持たせた計画を策定します。

◆ 現状の問題点に対応した計画

本市での具体的な課題の解決・改善を目指した計画を策定します。

3. 基本方針

基本的な視点をもとに基本理念を実現するため、本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

◆ 基本方針1 ごみの分別徹底とごみの減量化・資源化

排出されるごみの分別徹底に対する取り組みと、ごみの可能な限りの減量化・資源化・再利用を進めます。

◆ 基本方針2 環境負荷の少ない適正なごみ処理

ごみの排出に対して、出来る限り環境負荷の少ない適正なごみ処理を基本とします。

◆ 基本方針3 市民・事業者・行政の協働による取り組み

三者（市民・事業者・行政）の役割を明確にし、協働による取り組みを推進します。

4. 処理主体

計画期間におけるごみ分類別の処理主体を、表 5-1-1 に示します。今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、関係機関と協議した上で見直しを行うこととします。

表 5-1-1 ごみ分類別の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 資源化	最終処分
可燃ごみ	排出者	排出者	市・委託業者	広域組合	—
スチール缶	排出者	排出者	委託業者	広域組合	—
アルミ缶	排出者	排出者	集団回収業者	資源化業者	—
破碎選別ごみ	排出者	排出者	委託業者	広域組合	—
選別ビン	排出者	排出者	市	広域組合	—
ペットボトル	排出者	排出者	委託業者	広域組合	—
古紙・古布類	排出者	排出者	集団回収業者	資源化業者	—
粗大ごみ(可燃)	排出者	排出者	市	広域組合	—
粗大ごみ(破碎選別)	排出者	排出者	市	広域組合	—
有害危険ごみ	排出者	排出者	市	広域組合	—
その他プラ製容器包装	排出者	排出者	市・委託業者	広域組合	—
埋立ごみ	排出者	排出者	市・委託業者	—	橋本市
事業系一般廃棄物	排出者	排出者	直接搬入・許可業者	広域組合	—
産業廃棄物	排出者	排出者	直接搬入	処理業者	—

※広域組合とは、橋本周辺広域市町村圏組合を指します。

※産業廃棄物とは、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

(平成18年 条例第154号)第27条の規定に基づく産業廃棄物をいいます。

第2節 ごみの種類別の排出量予測

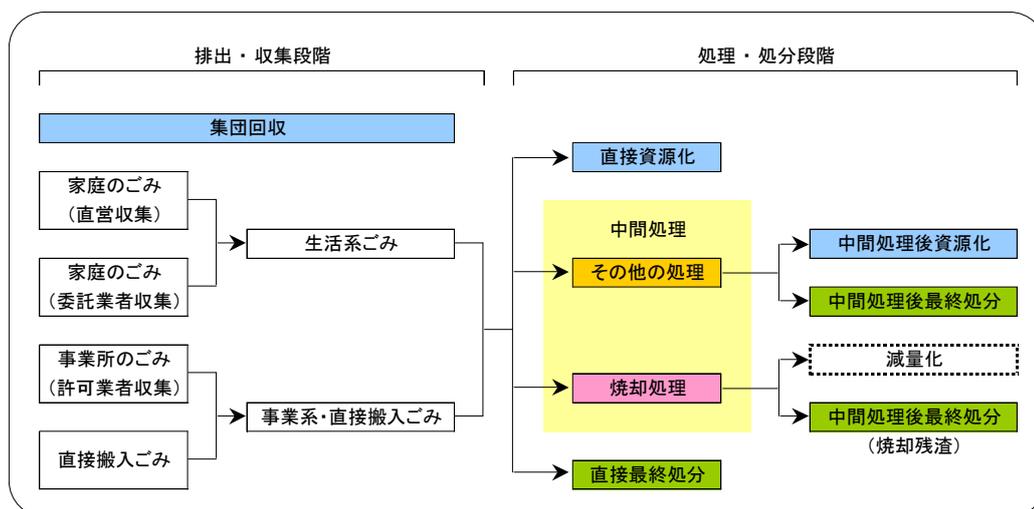
1. ごみの排出量と処理・処分量の考え方

(1) ごみの排出

本市から排出される一般廃棄物（ごみ）には、本市又は本市が委託する業者の収集によって集められたごみ（「生活系ごみ」）と、市民や事業者が直接施設に搬入するか事業者が許可業者に依頼して施設へ搬入してもらうごみ（「事業系ごみ・直接搬入ごみ」）、また市民から直接資源化業者へ引き渡されるごみ（「集団回収ごみ」）があります。

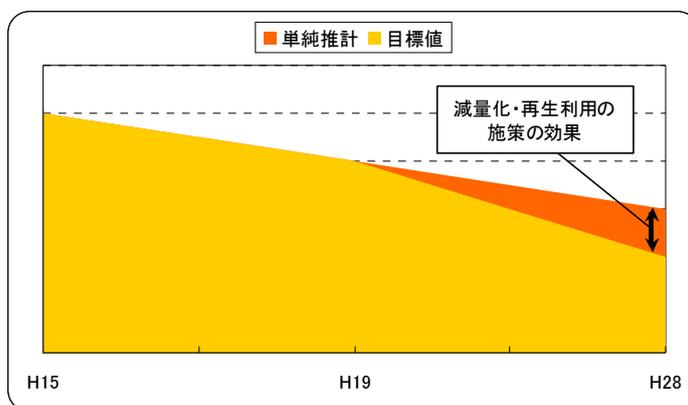
(2) ごみの処理・処分

排出されたごみの大部分は焼却処理によって減量化（下図の点線部分）されており、このほか資源化（青色部分）されるか、または最終処分（緑色部分）されることとなります。また、集団回収のように排出段階で資源化になるものもあります。



2. ごみの排出量と処理・処分量の予測方法

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月 環境省）では、ごみ処理基本計画において、計画目標年次におけるごみの種類別発生量及び処理量の見込みを示すこととなっています。また、見込み量の推計方法については、次のように2段階で予測を行うことが示されています。



(1) 単純推計

まず、ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計を行う。ただし、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることに留意する必要がある。

予測手法としては、過去の実績から1人1日当たり発生量(g/人・日)を算出し、この実績をトレンド法[※]等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等が考えられる。

[出典]ごみ処理基本計画策定指針(平成20年 環境省)

(2) 目標値

次に、家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定する必要がある。具体的には、ごみ処理の有料化、普及啓発の実施等による排出抑制の効果を踏まえた発生量の目標値を設定する。再生利用の目標値については、分別収集区分の変更等を踏まえ設定する必要がある。

これらを踏まえ、目標達成後のごみの種類別(例えば燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、特別管理一般廃棄物等)の発生量について、それぞれ収集(直営・委託)、直接搬入、集団回収等の別に施策の効果等を検討した上で予測する。

[出典]ごみ処理基本計画策定指針(平成20年 環境省)

〈ごみの重さの目安〉

平成19年度における橋本市全体のごみ排出量は
市民1人1日当たり974gでした。

生活系ごみ(収集される家庭のごみ)は616g/人・日、
このうち資源ごみを除くと549g/人・日です。

549gの中にはどのようなごみが含まれているのか、
市民ひとりひとりが考え、さらなるごみの減量化・再生
利用に取り組んでいく必要があり
ます。右表にごみの重さの目安を
示します。



レジ袋	10 g
ペットボトル(500ml)	35 g
ペットボトル(1000ml)	40 g
ご飯(1膳分)	140 g
きゅうり1本	100 g
レタス1個	300 g
アルミ缶	20 g
スチール缶	30 g
紙パック	30 g
食品トレイ	5 g
新聞(1日分)	140 g
雑誌(週刊誌)1冊	300 g

[出典]調査値

※トレンド法：過去から未来にわたって変化する現象が一定の規則性を持っているとの仮定のもとに、理論的傾向線をあてはめて予測する方法である。「トレンド」とは、「動向」を意味する。

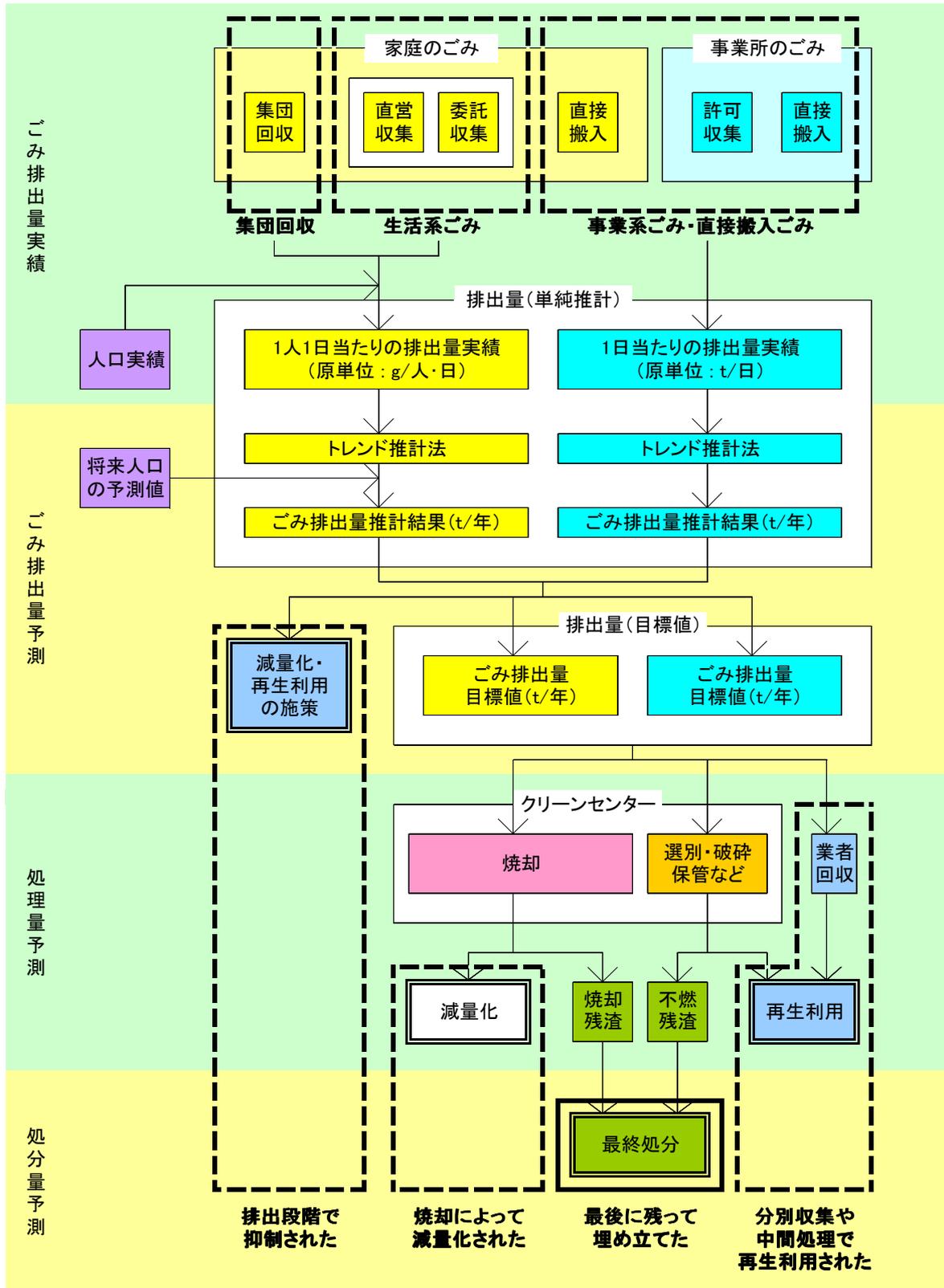
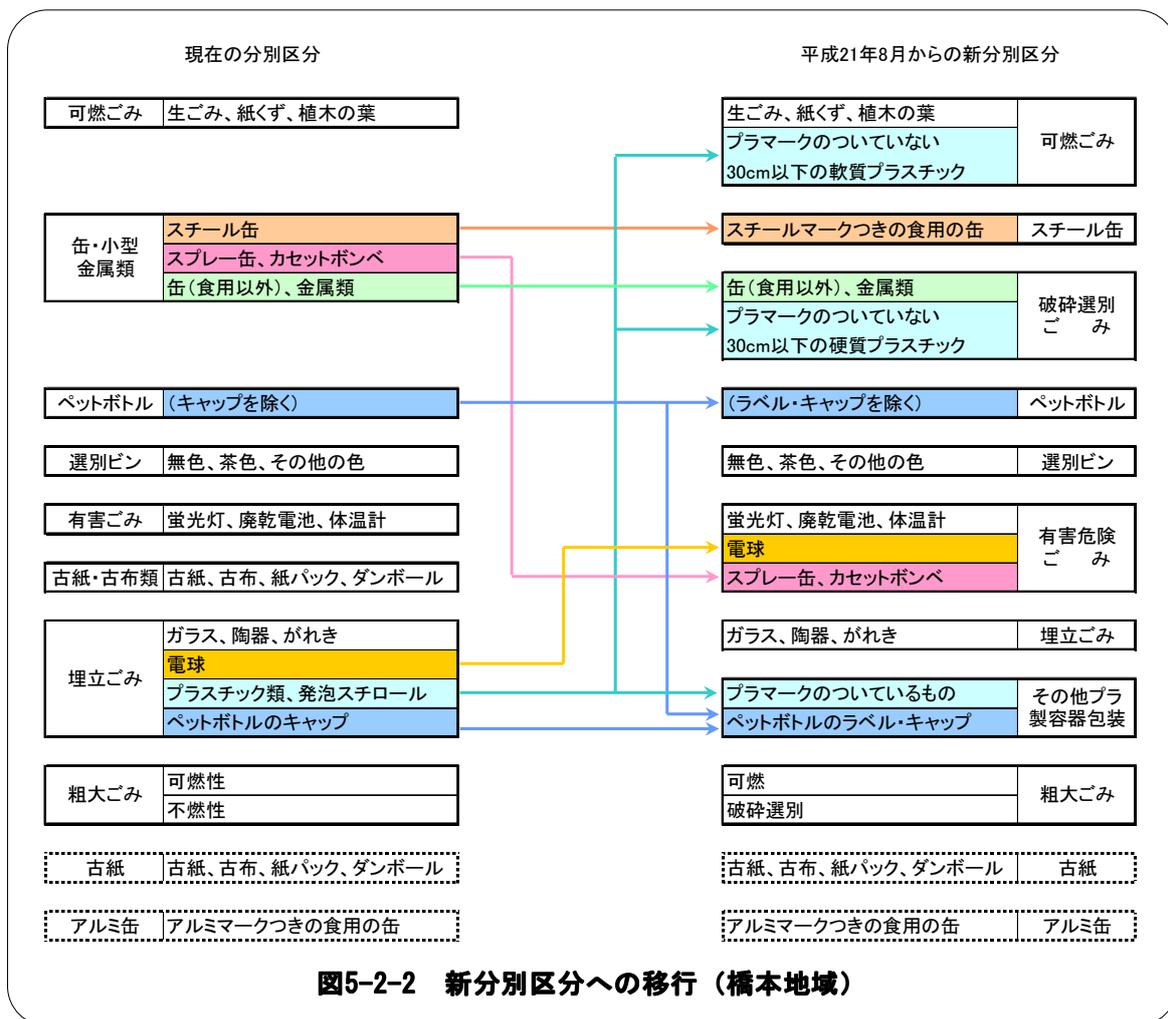


図 5-2-1 ごみ排出量、処理・処分量の予測フロー

3. 新分別区分でのごみ排出量予測

これまで合併前の旧橋本市、旧高野口町の分別区分を引き継ぎ、橋本クリーンセンター、高野口クリーンセンター等への搬入も合併前のおり行ってきましたが、橋本周辺広域市町村圏組合の新ごみ処理施設の稼動に伴って、平成 21 年 8 月より橋本市内の分別区分を統一することとなっています。

そこで、ごみ排出量の見込みを行うにあたって、新たな分別区分での排出量を推定することとします。現在の分別区分と新たな分別区分との比較を、図 5-2-2 及び図 5-2-3 に示します。



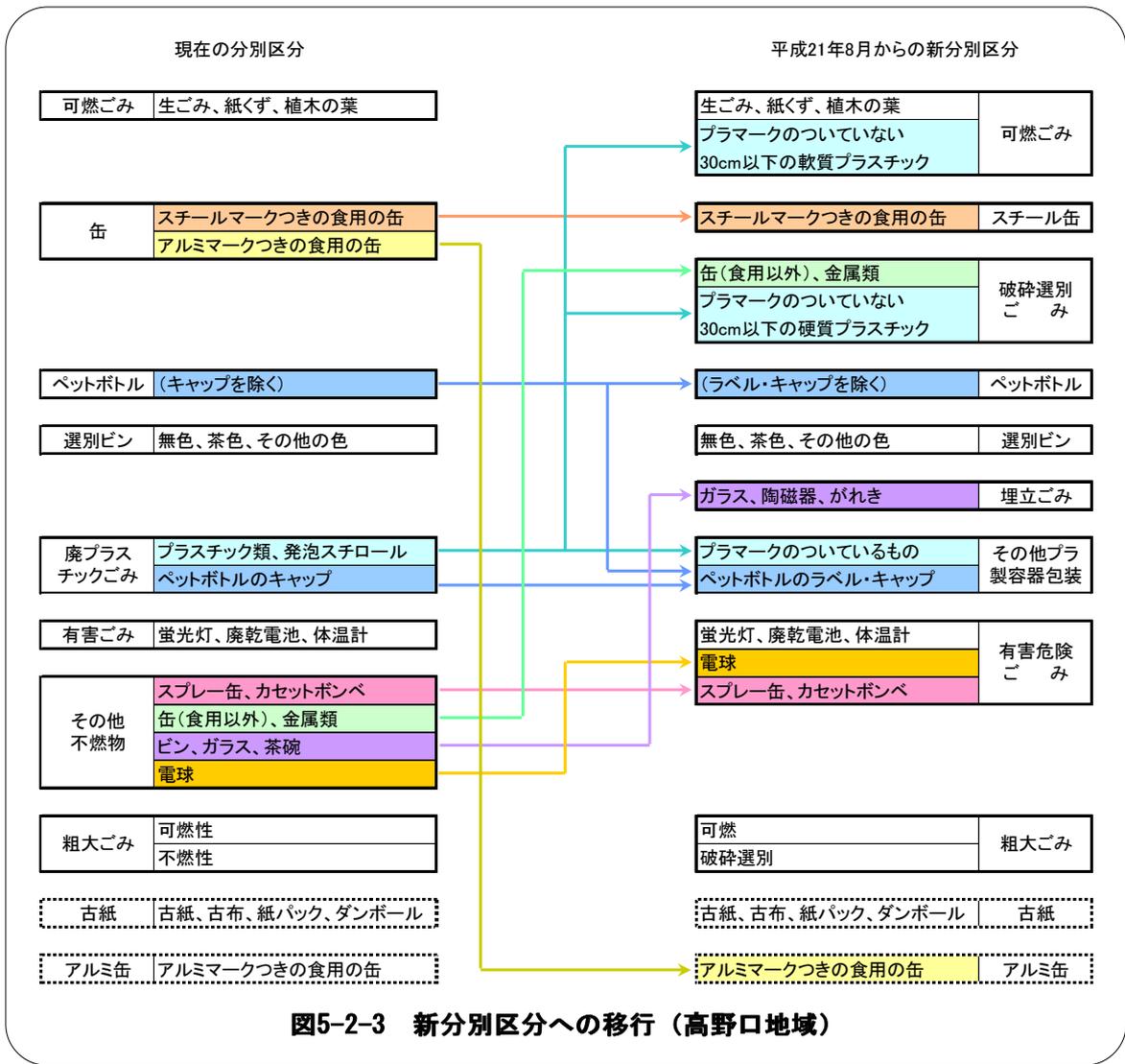
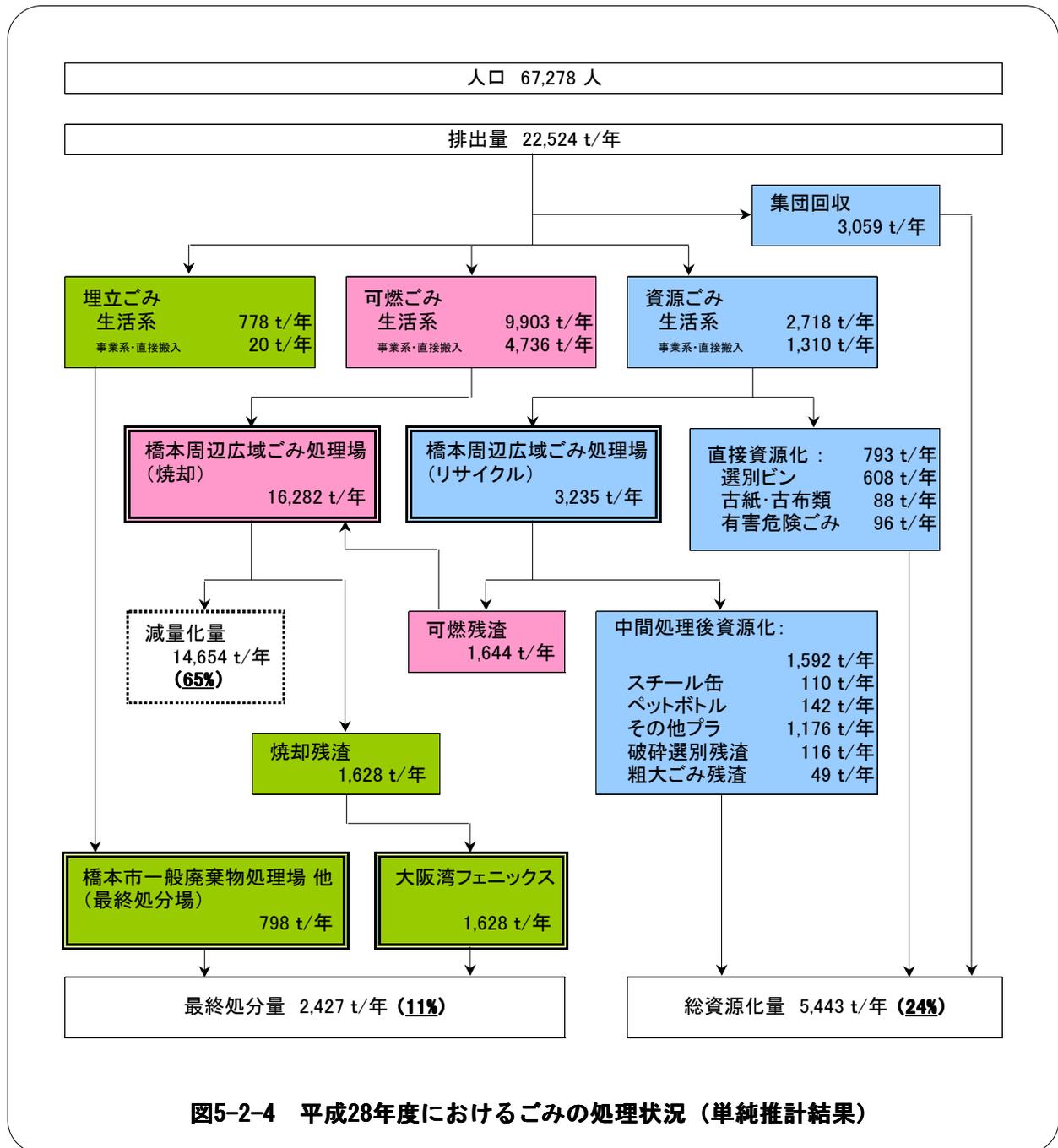


図5-2-3 新分別区分への移行（高野口地域）

4. ごみ処理状況の見込み（単純推計結果）

新たな施策を講じなかった場合の平成 28 年度におけるごみの処理状況を、図 5-2-4 及び図 5-2-5 に示します。

平成 28 年度におけるごみ排出量は 22,524 t であり、ごみ排出量に対する焼却処理の割合は 72%、焼却処理による減量化率は 65%と見込まれます。また、資源化率が 24%、最終処分率が 11%と見込まれます。



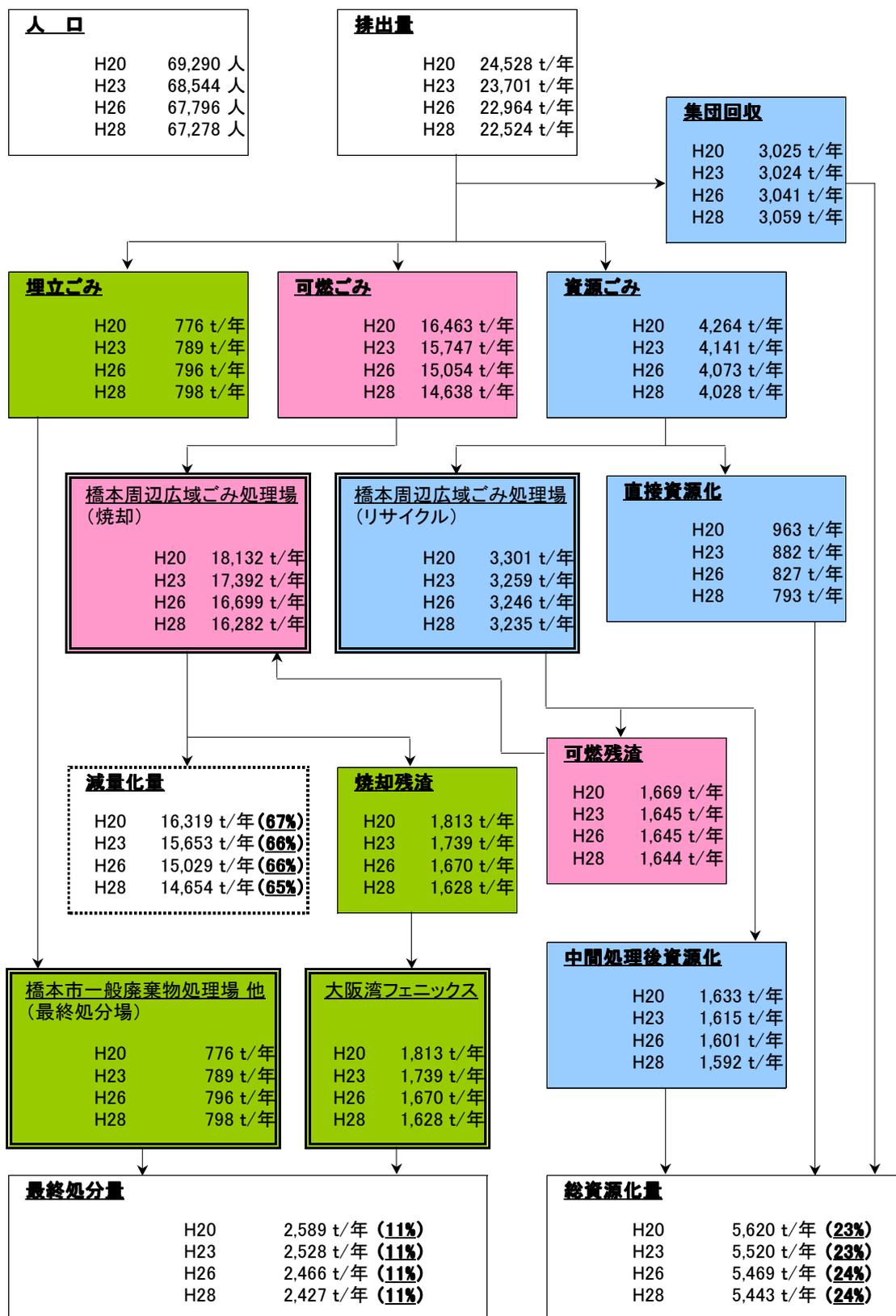


図5-2-5 ごみの処理状況の推移 (単純推計結果)

第3節 計画の目標

基本理念の実現に向けて、本計画で目指すべき具体的な目標を以下のように設定します。計画の目標としては、「基本目標」と「自主推進目標」を設けます。

「基本目標」は、橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画と整合を取った目標値であり、様々な施策を通じて推進しなければいけない目標とします。また、「自主推進目標」は、「基本目標」より高い目標値を設けることにより、基本理念である「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまち－はしもと－に基づく施策の充実による目標とします。

1. 基本目標

橋本周辺広域市町村圏組合は平成 18 年 3 月にごみ処理基本計画を策定し、この中で橋本市（旧橋本市及び旧高野口町）は平成 28 年度においてごみの総排出量を 24,350 t、生活系ごみを 1 人 1 日あたり 736 g にすることを目標としました。

その他の組合構成自治体にもそれぞれ目標値を設定しており、これらの目標値に基づいて橋本周辺広域ごみ処理場の施設規模（焼却施設 101 t/日、リサイクルセンター 46.4 t/日）を決定し、現在建設中となっています。したがって、本市においてもこの目標値を達成し、新たな施設の適正管理に努める必要があります。

基本目標の指標に対する実績及び目標値を、表 5-3-1 に示します。

表5-3-1 基本目標値

	H28年度
① ごみの総排出量	24,350 t/年
② 生活系ごみ原単位	736 g/人・日

2. 自主推進目標

基本理念（「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまち－はしもと－）を実現するために、基本目標の指標であるごみの総排出量、資源化率、生活系ごみ原単位についてはさらなる減量化または資源化を図っていくものとし、自主推進目標としては平成 28 年度においてごみの総排出量を 21,160 t、資源化率を 26.4%、生活系ごみを 1 人 1 日あたり 690 g にすることとします。

また、基本目標の指標に加えて、独自に埋立ごみ量と生ごみ排出量についても自主推進目標を設けています。これは、埋立ごみ量の削減により最終処分場の延命化を図り、堆肥化等の取り組みにより生ごみ排出量の減量を図ることが目的です。具体的には、平成 28 年度において最終処分量を 2,113 t、生ごみ排出量を 4,480 t にすることとします。

自主推進目標の指標に対する実績及び目標値を、表 5-3-2 に示します。

表 5-3-2 自主推進目標値

	H16年度		H19年度		H28年度
① ごみの総排出量	25,324 t/年	⇒ -1,505 ⇒	23,819 t/年	⇒ -2,659 ⇒	21,160 t/年
② 資源化率	19.8 %	⇒ +1 ⇒	20.8 %	⇒ +6 ⇒	26.4 %
③ 生活系ごみ原単位	743 g/人・日	⇒ -14 ⇒	729 g/人・日	⇒ -39 ⇒	690 g/人・日
④ 最終処分量	4,543 t/年	⇒ -876 ⇒	3,667 t/年	⇒ -1,554 ⇒	2,113 t/年
⑤ 生ごみ排出量 (推定値)	5,980 t/年	⇒ -375 ⇒	5,605 t/年	⇒ -1,125 ⇒	4,480 t/年

※平成16年度は、橋本市一般廃棄物処理基本計画(平成18年度)に示す基準年度を指します。

3. 目標の設定根拠

今後実施していく基本施策による効果を踏まえ、新たにごみの区分別に、達成可能な設定項目及び設定根拠を表 5-3-3 に示します。

表 5-3-3 目標の設定根拠

区 分		目標設定根拠
可燃ごみ	全体	発生・排出抑制、分別徹底により単純推計結果から毎年1.8%ずつ減量。橋本市廃棄物減量等推進委員並びに橋本市衛生自治会委員により、排出抑制策としての分別指導や生ごみの減量化・資源化の徹底。
	自家処理	コンポスト容器や電気式生ごみ処理器等での生ごみの自家処理促進により排出抑制と減量。
スチール缶	全体	※単純推計結果のとおり推移
破砕選別ごみ	全体	単純推計結果に対して埋立ごみからの移行分増加あり。
選別ビン	全体	※単純推計結果のとおり推移
ペットボトル	全体	可燃ごみや埋立ごみ等からの分別徹底による減量分を増量。
古紙・古布類	全体	※単純推計結果のとおり推移
粗大ごみ(可燃)	全体	※単純推計結果のとおり推移
粗大ごみ(破砕選別)	全体	※単純推計結果のとおり推移
有害危険ごみ	全体	※単純推計結果のとおり推移
その他プラ製容器包装	全体	可燃ごみや埋立ごみ等からの分別徹底による減量分を増量。
埋立ごみ	全体	分別徹底により減量。
事業系一般廃棄物	全体	発生・排出抑制、分別徹底により単純推計結果から毎年1.5%ずつ減量。資源物として分別徹底。
集団回収量	全体	※単純推計結果のとおり推移

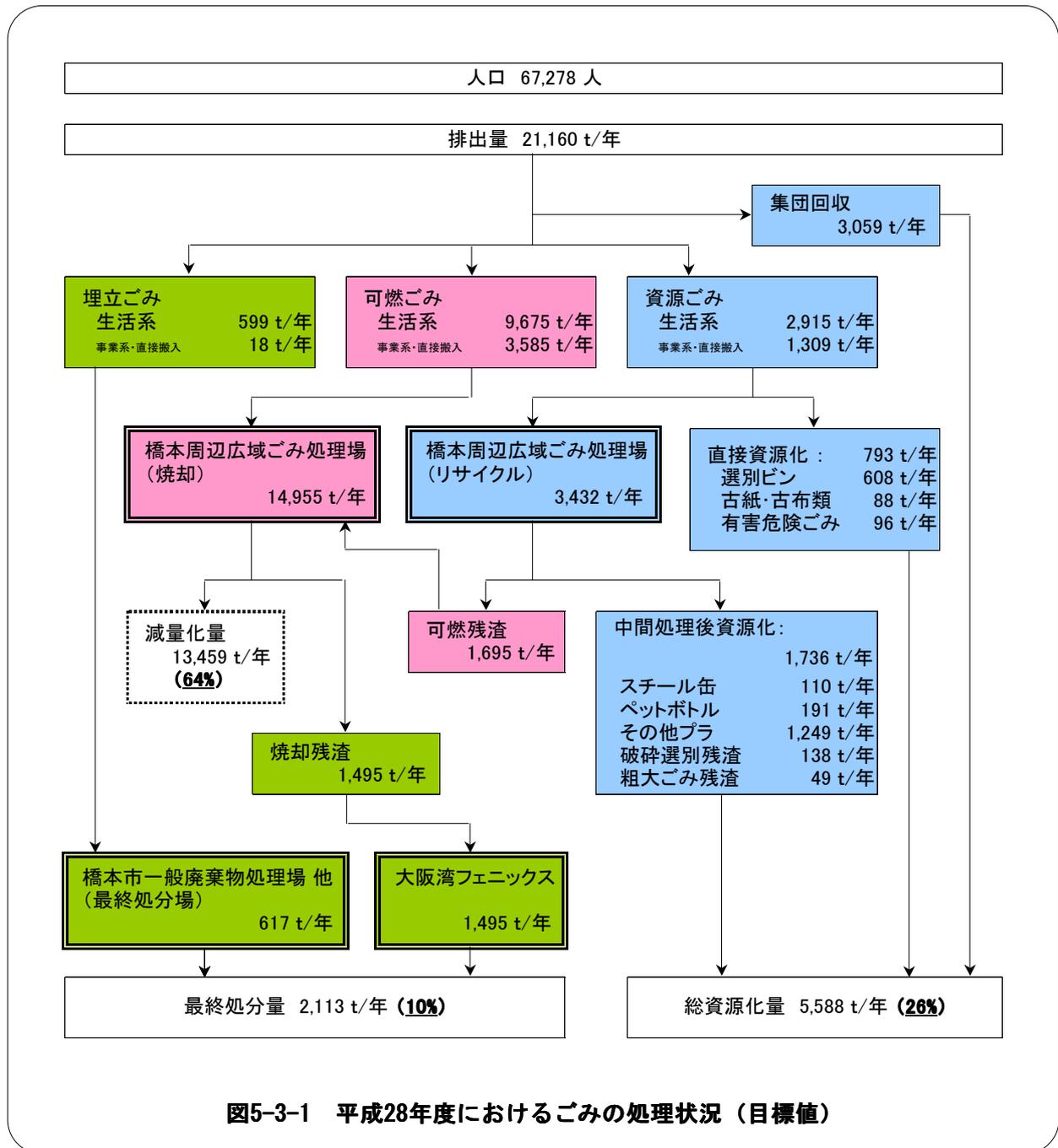
※アルミ缶の収集から集団回収への移行については、新分別による振り分けにて設定しているため、ここでは分別徹底による回収目標は設定しません。

※古紙・古布類は現状にて十分回収されているため、ここではさらなる回収目標は設定しません。

4. ごみ処理状況の見込み（目標値）

前述の重点施策を講じた場合の平成 28 年度におけるごみの処理状況を、図 5-3-1～図 5-3-2 に示します。

平成 28 年度におけるごみ排出量目標値は 21,160 t であり、ごみ排出量目標値に対する焼却処理の割合は 71%、焼却処理による減量化率は 64%と見込まれます。また、資源化率が 26%、最終処分率が 10%と見込まれます。



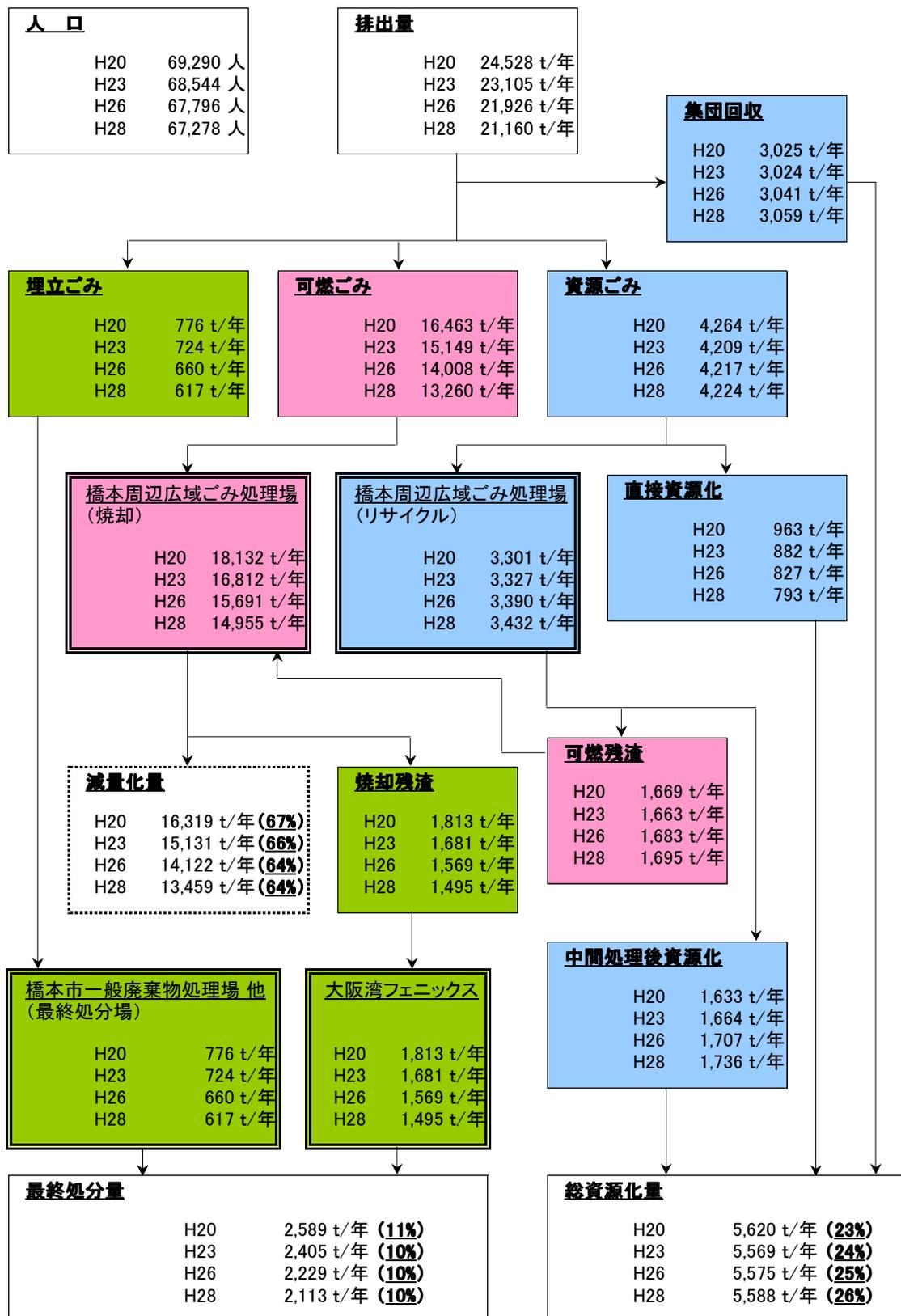
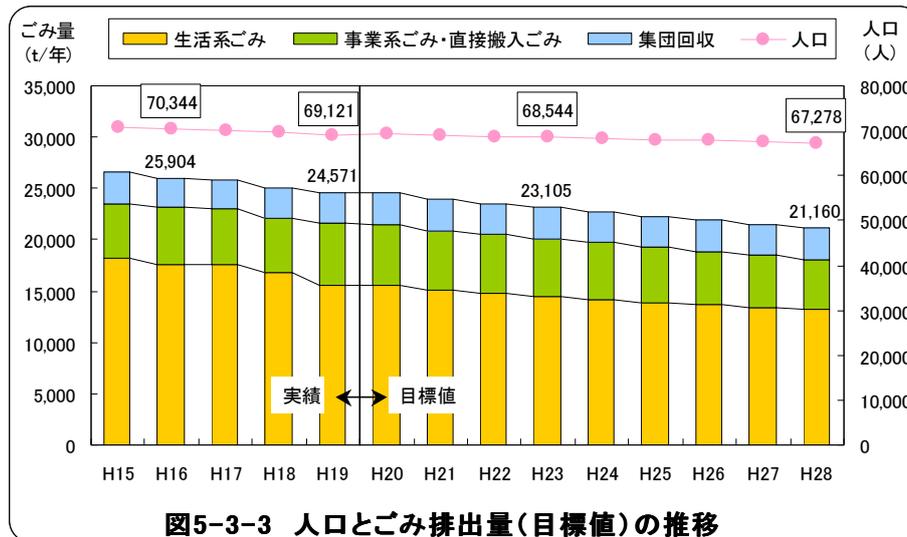


図5-3-2 ごみの処理状況の推移 (目標値)

5. ごみ排出量・資源化量の見込み

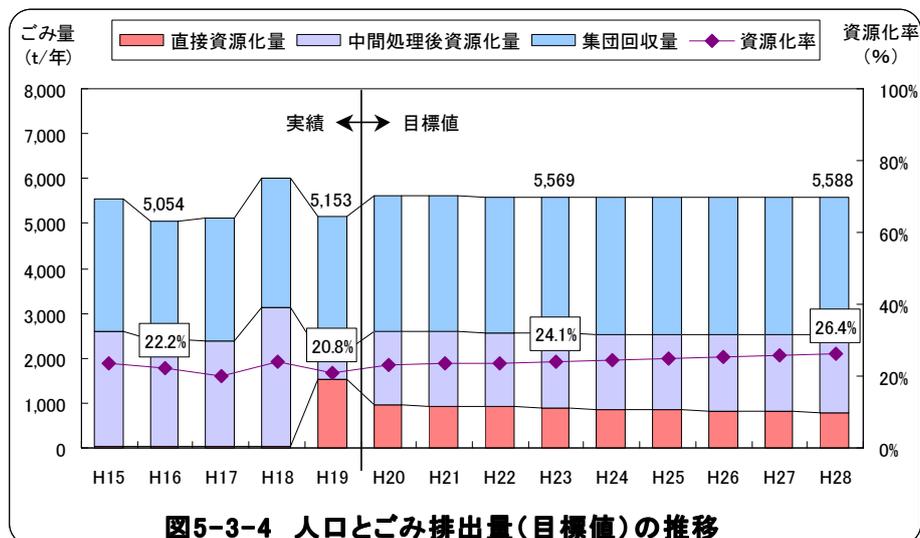
ごみ排出量の目標値を図 5-3-3 に示します。計画目標年度である平成 28 年度におけるごみ排出量目標値は、生活系ごみ 13,189 t、事業系ごみ・直接搬入ごみ 4,912 t、集団回収ごみ 3,059 t で、合計 21,160 t になるものと見込まれます。

新たな施策を講じなかった場合の単純推計結果と比較すると、1,364 t の減量が見込まれます。



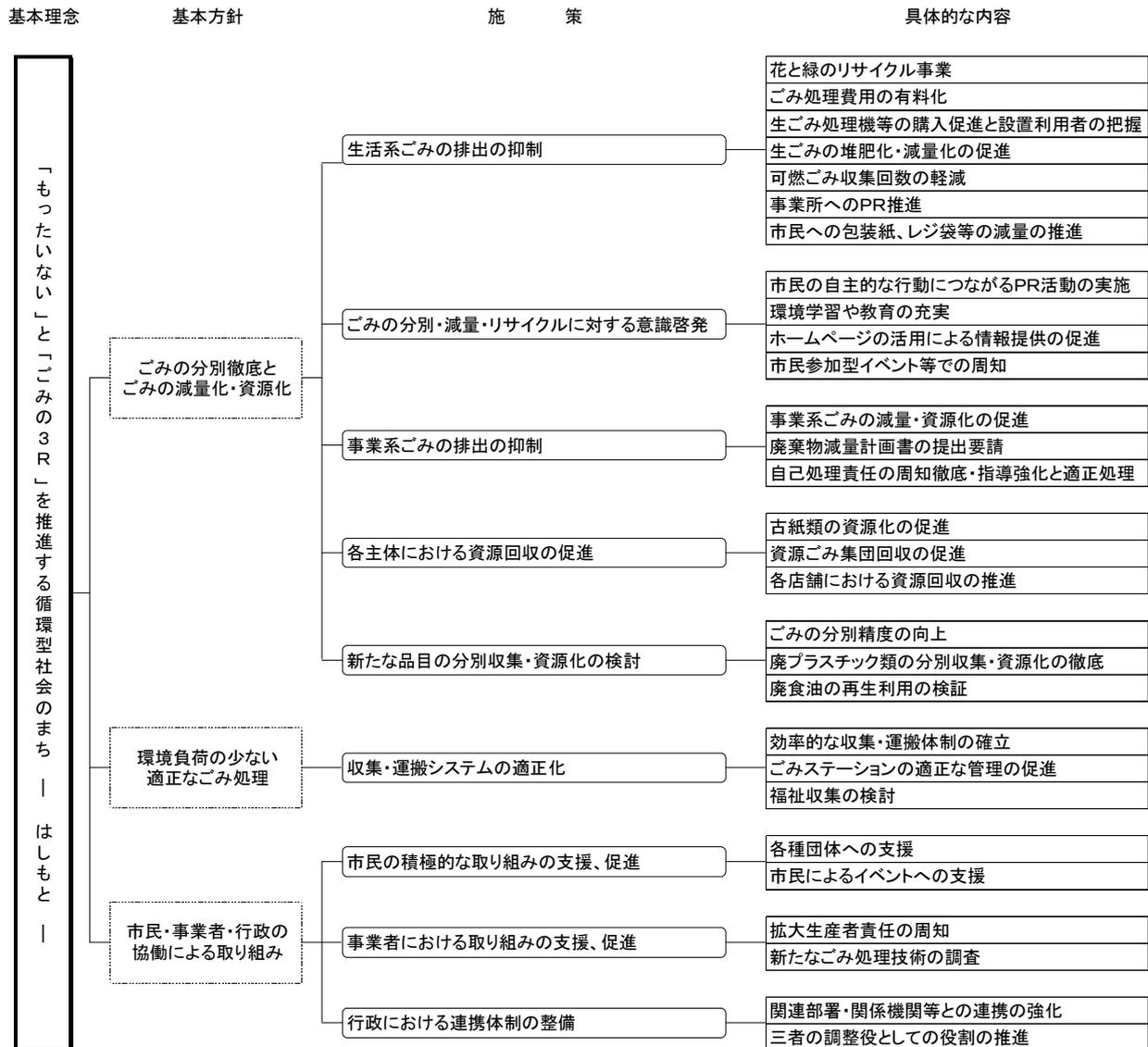
資源化量及び資源化率の目標値を図 5-3-4 に示します。計画目標年度である平成 28 年度における資源化量目標値は、直接資源化量 793 t、中間処理後資源化量 1,736 t、集団回収量 3,059 t で、総資源化量 5,588 t、資源化率 26% になるものと見込まれます。

新たな施策を講じなかった場合の単純推計結果と比較すると、総資源化量は 145 t、資源化率は 2% の増加が見込まれます。



第4節 施策と市民・事業者の取り組み

本計画の計画期間である平成21年度～平成28年度において実施し、基本理念を達成するための具体的な施策を示します。



1. ごみの分別徹底と減量化・資源化

(1) 生活系ごみの排出の抑制

○花と緑のリサイクル事業

本市及び橋本市衛生自治会では、資源循環型社会の実現に向け、生ごみを分別・堆肥化し、花や野菜の栽培に利用していくためのシステムづくりに取り組んでおり、今後も各種事業を通じ、ごみの分別・減量に関する市民レベルでの意識の変化を推進していくものとします。



(花と緑のリサイクル事業)

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	1.生ごみ堆肥化事業								
	2.生ごみ処理機器の購入補助事業								
	3.プランターと花の種の提供								
	4.フラワーオフィス事業								
	5.フラワーロード整備事業								
	6.道沿いガーデニングコンテスト								
	7.菜の花フォト&絵画コンテスト								
	8.コスモス・菜の花プロジェクト								
	9.「花と緑のリサイクル 花まつり」の開催								
	10.ジャイアントかぼちゃの栽培								

施策効果の指標	可燃ごみ量、ごみ組成調査における厨芥類(生ごみ)の比率
---------	-----------------------------

○ごみ処理費用の有料化

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた税負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成 19 年 6 月 環境省)に基づいたごみ処理費用の有料化を推進していくものとします。

ただし、販売価格の改正によりごみ減量化に取り組んでいる世帯の負担が増えることや、価格変動の緩和を図るため、平成 21 年度については全世帯を対象に一定枚数の新可燃ごみ袋の無料配布を実施します。

なお、有料化制度の効果については、毎年度広報などで検証を行い、5 年毎のごみ処理基本計画の見直しに併せて評価・見直しを図っていくものとします。

< 有料化の必要性 >

平成 17 年度に改正された環境大臣の定める基本方針では、市町村の役割として、「有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。

■ 新指定袋の種類と料金など

区分	サイズ	現行販売価格			新販売価格			備考
		料金	仕様	単価	料金	仕様	単価	
可燃ごみ	大袋	300円	1袋20枚入り	15円/枚	500円	1袋10枚入り	50円/枚	価格とデザインを変更
	小袋	200円	1袋20枚入り	10円/枚	300円	1袋10枚入り	30円/枚	価格とデザインを変更
廃プラスチック	大袋	300円	1袋20枚入り	15円/枚	—	—	—	廃止
	小袋	200円	1袋20枚入り	10円/枚	—	—	—	廃止
ペットボトル	大袋	150円	1袋10枚入り	15円/枚	150円	1袋10枚入り	15円/枚	デザインの変更
	小袋	100円	1袋10枚入り	10円/枚	100円	1袋10枚入り	10円/枚	デザインの変更
その他プラ製容器包装	大袋	—	—	—	150円	1袋10枚入り	15円/枚	(新)大袋の1種類のみ
埋立ごみ	小袋	—	—	—	300円	1袋10枚入り	30円/枚	(新)小袋の1種類のみ
粗大ごみ	大	200円	200円シール1枚	200円/枚	200円	200円シール1枚	200円/枚	変更なし
	小	100円	100円シール1枚	100円/枚	100円	100円シール1枚	100円/枚	変更なし

※平成21年8月1日施行

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	ごみ処理費用の有料化		▼検証		▼検証	▼検証	▼検証	▼検証	
		▲開始		▲評価・見直し				評価・見直し▲	

施策効果の指標	有料化を行った品目の発生抑制量
---------	-----------------

○生ごみ処理機等の購入促進と設置利用者の把握

現在、橋本市衛生自治会と協力し実施している電気式生ごみ処理機、コンポスト容器の購入補助事業は、今後も継続的に実施します。

また、補助制度のPRを強化するとともに、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器の補助支給者への定期的なアンケート調査を行い、使用実態を把握するとともに、継続使用や適正利用に向けて、利用者へのより充実したフォローアップを図ります。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	電気式生ごみ処理機器の購入補助								
	堆肥化容器の貸与及び補助剤の無料支給								
	補助支給者へのアンケート調査による使用実態の把握	▼検討(H21)					▼検討(H26)		
			▲実施・精査(H22)				実施・精査(H27)▲		
	利用者へのフォローアップ								

施策効果の指標	生ごみ処理機器新規購入者、継続使用者の数
---------	----------------------

○生ごみの堆肥化・減量化の促進

現在、橋本市衛生自治会と協力し実施している、生ごみ堆肥化事業を促進し、家庭から排出される可燃ごみの排出抑制策の柱として生ごみの堆肥化・減量化を推進します。

また、食べ残しをしないライフスタイルやごみを出来るだけ出さない調理方法（エコクッキング）の情報提供や普及の推進を行っていきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	生ごみ堆肥を活用した、花と緑のリサイクル事業の推進								
	定期的な講習会・地域へ出向いての講習会の実施								
	生ごみの堆肥化に取り組まれている人へのフォローアップ								
拡充事業	食のライフスタイル・エコクッキングの情報提供、普及	▼開始							

施策効果の指標	生ごみ排出量と堆肥化量
---------	-------------



(生ごみ堆肥化事業学習会)



(生ごみ堆肥化事業活動)

○可燃ごみ収集回数の軽減

現在、区または自治会において集団的に生ごみの堆肥化・減量化を行い、可燃ごみの収集回数を通常週2回から週1回に軽減する場合、奨励金を交付しています。今後もこの取り組みの情報提供や普及の推進を行っていきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	可燃ごみ収集回数軽減の推進								

施策効果の指標	可燃ごみ排出量
---------	---------

○事業所へのPR推進

現在、簡易包装の徹底やトレイ・紙パック等の回収箱の設置、マイバッグの導入等の事業者によるごみの減量化及び資源化が推進されていますが、今後、市内全域のスーパーやコンビニエンスストア等の店舗に対して、ごみの減量化及び資源化をより推進し、積極的な取り組みを呼びかけていきます。



(協定締結式) [出典]和歌山県ホームページ

また、和歌山県内のレジ袋有料化（平成21年1月23日開始）に併せて、市の広報等を通じて、ごみの減量化・資源化への独自の取り組みを推進している市内の事業所等を紹介し、事業所と共に分別徹底や減量化・資源化のPRを推進します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	マイバッグ導入の推進								
拡充事業	市内全域の店舗に対してごみの減量化・資源化を呼びかける	▼開始							

施策効果の指標	事業系ごみ排出量、マイバッグ購入率
---------	-------------------

○市民への包装紙、レジ袋等の減量の推進

和歌山県内のレジ袋有料化（平成21年1月23日開始）に併せて、市民に対しても、買い物時における排出抑制策のひとつとしてマイバッグ持参運動を推進し、レジ袋がごみとして排出されないよう啓発します。

また、過剰包装の商品や使い捨ての商品も、出来るだけ買わないようにするなど生活系ごみの中で大量に排出されている包装紙やレジ袋等の減量化を図り、簡易包装商品等の導入による環境に配慮した消費行動を啓発していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	マイバッグ持参運動の推進								
		※県内レジ袋有料化開始(H21.1.23~)							
拡充事業	環境に配慮した消費行動の啓発	▼開始							
	市民アンケート調査の検討	▼検討(H21)					▼検討(H26)		
			▲調査(H22)					▲調査(H27)	

施策効果の指標	市民アンケート等による市民意識の変化
---------	--------------------

(2) ごみの分別・減量・リサイクルに対する意識啓発

○市民の自主的な行動につながるPR活動の実施

ごみの処理は本市の責務であるが、市民はこれに協力しなければならないという廃棄物処理法を広く市民に伝え、「ごみの減量と分別のガイドブック」や広報等による情報提供やイベント等の機会を通じて、本市におけるごみの現状や課題についての情報を提供し、ごみに関する市民意識の向上を図ります。

また、橋本市廃棄物減量等推進員制度を通じて、「ごみになるものは購入しない、資源の再利用を心がける、ごみは正しく分別して出す」といったライフスタイルを確立するため、地域による市民一人ひとりの自主的な活動を推進していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	ガイドブック・広報等による情報提供								
	橋本市廃棄物減量等推進員制度を通じた自主的活動の推進								
拡充事業	イベント等を通じてごみの現状や課題を伝える	▼適宜開催							

施策効果の指標	イベント参加人数
---------	----------

○環境学習や教育の充実

ごみや環境問題を身近なものとするためには、ごみの発生状況や処理の流れ等についての環境教育を小・中学校・高校等における児童・生徒の各段階に応じて実施するとともに、内容の充実を図ります。

また、子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるように、ごみや環境に関する生涯学習講座での講演や、地域における橋本市廃棄物減量等推進員を中心とした地域住民参加の学習会等を推進します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	小・中・高校の各段階における環境教育の実施及び内容の充実		▼検討(H22)						
			▲実施(H23)						
	生涯学習講座等での講演	////// ※適宜実施							

施策効果の指標	環境教育や生涯学習講座の講演回数・参加人数
---------	-----------------------



(廃棄物減量等推進員と地域住民の学習会)



(廃棄物減量等推進員会議の様子)



(廃棄物減量等推進員の指導啓発状況)

○ホームページの活用による情報提供の促進

ごみの分別や減量化・資源化、リサイクル等の活動に取り組みやすくするには、市ホームページの内容の充実を図り、家庭で簡単にできるごみの減量方法やリサイクル・ごみ集積場所等の情報提供を進めます。

また、Eメールをより活用することで、市民からの疑問・質問に対して速やかに回答できる体制づくり・マニュアルも検討していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	市ホームページの内容充実								
拡充事業	Eメールを活用した市民の疑問に対する回答の体制づくりの検討	▼開始							

施策効果の指標	利用者数
---------	------

○市民参加型イベント等での周知

市民参加型イベント等から排出されるごみの分別を徹底し、『「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまちーはしもとー』をPRし、イベント参加者に対して、ごみ分別や減量化・資源化への意識啓発を図ります。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	市民参加型イベントでの周知								

施策効果の指標	イベント参加人数
---------	----------



(市民との連携による啓発活動)



(イベントでのごみ分別啓発・調査活動)

(3) 事業系ごみの排出の抑制

○事業系ごみの減量・資源化の促進

本市の事業系ごみは、企業誘致を積極的に推進していることから今後も増加が見込まれるため、ごみの現状や排出実態とともに、事業所から出るオフィスごみの減量についての工夫やごみの減量・資源化のメリット、資源回収業者の一覧等を掲載したパンフレットを市内の事業所に配布し、事業系ごみの減量・資源化の促進を図ります。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	オフィスごみの減量の工夫、減量・資源化のメリット、資源ごみ回収業者一覧等のパンフレット配布	▼検討(H21)							
		▲実施(H22～)							

施策効果の指標	パンフレット配布事業所数
---------	--------------

○廃棄物減量計画書の提出要請

市内にある一定規模以上の事業所に対して「廃棄物減量計画書」の提出を要請し、減量目標を達成するように指導を行います。また、中小規模の事業所に対しても同計画書の自主的な作成を呼びかけ、事業者の自主的な活動による事業系ごみの減量化を図ります。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	廃棄物減量計画書の提出要請及び指導	▼検討(H21)							
		▲要請・指導(H22～)							
	中小事業所に対する自主的な計画策定の呼びかけ	▼検討(H22)							
▲呼びかけ(H23～)									

施策効果の指標	廃棄物減量計画・自主的な計画の策定件数
---------	---------------------

○自己処理責任の周知徹底・指導強化と適正処理

ごみの処理は本市の責務であるが、事業者はこれに協力しなければならないという廃棄物処理法の精神を広く事業者に伝えるとともに、ごみの自己処理責任（排出者が責任を持って処理する義務）について周知徹底し、生活系ごみへの混入抑制を含め、事業系ごみの排出・分別についての指導を強化します。

また本市においては、事業者はごみを自ら処理するか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に収集又は運搬を委託しなければならないため、これらの周知徹底を図り、適正な処理を推進します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	ごみの自己処理責任の周知徹底、生活系ごみへの混入抑制								
	許可業者の周知徹底								
拡充事業	排出・分別の指導強化	▼開始							

施策効果の指標	事業系ごみ排出量の推移
---------	-------------

(4) 各主体における資源回収の促進

○古紙類の資源化の促進

家庭から排出される古紙類を可燃ごみとしてでなく資源活用するため、古紙回収へ排出を啓発推進します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	雑紙の徹底分別の推進								
	集団回収制度のPR								

施策効果の指標	古紙類の排出量
---------	---------

○資源ごみ集団回収の促進

橋本市資源ごみ集団回収助成金交付制度を活用し、ごみの減量、資源の再生利用及び地域コミュニティの育成を促進し、併せて廃棄物処理行政に対する市民意識の高揚を図るため、自主的に実施する資源ごみ集団回収に対し、活動の活性化

を図るとともにさらなる資源化を促進します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	集団回収助成金制度の活用による 地域コミュニティの育成推進、活動 の活性化、資源化促進								

施策効果の指標	資源ごみ集団回収量、集団回収実施世帯数
---------	---------------------

○各店舗における資源回収の推進

市内にあるスーパー等では、食品トレイやペットボトルなどの循環資源を回収している店舗もあるため、今後、各店舗との連携・協働により、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	スーパー等との連携、協力による、 資源の拠点回収店舗数・回収品目 の拡大				▼検討(H24)				
						▲運用開始(H25)			

施策効果の指標	拠点回収実施店舗数、品目数
---------	---------------

(5) 新たな品目の分別収集・資源化の検討

○ごみの分別精度の向上

橋本周辺広域ごみ処理場の稼働に併せてごみの分別区分が変更になり、さらなる資源化を行っていく予定ですので、新たなごみの分別方法や出し方について、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布により、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して行うなど、分別精度の向上を図ります。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	新たなごみの分別方法等について ホームページ、広報等による啓発	▼(H21.8より新分別開始)							

施策効果の指標	資源ごみ回収率の向上、不適物混入率の減少
---------	----------------------

○廃プラスチック類の分別収集・資源化の徹底

平成 21 年 8 月より統一する橋本市全域の分別区分において、容器包装リサイクル法で規定されている「その他プラ製容器包装」の分別収集を開始することに併せて、「その他プラ製容器包装」とこれ以外のプラスチック類との違いについての周知徹底を図ります。また、汚れが付着したその他プラ製容器包装については可燃ごみとして排出するなど、排出ルールについても市民にわかりやすく解説していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	その他プラ製容器包装の適正排出に関する周知徹底	▼開始							

施策効果の指標	その他プラ製容器包装排出量と不適物の混入比率
---------	------------------------

○廃食用油の再生利用の検証

天ぷら油などの使用済みの食用油は、二酸化炭素や黒煙の排出量が少ないバイオディーゼル燃料（BDF）等に再生する動きがあることから、平成 20 年度より廃食用油の再生利用についての試験実施を開始しており、その検証結果に基づき、平成 21 年 8 月より本格実施を行い、ごみ収集車の燃料として利用します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	平成21年度より廃食用油の再生利用を本格実施し、ごみ収集車の燃料として利用		▼検証					▼検証	
		▲本格実施		▲評価・見直し			評価・見直し▲		

施策効果の指標	廃食用油の回収量、軽油削減量、温室効果ガス排出量（収集・運搬による排出量）
---------	---------------------------------------



（バイオディーゼル燃料を用いたごみ収集車）

2. 環境負荷の少ない適正なごみ処理

(1) 収集・運搬システムの適正化

○効率的な収集・運搬体制の確立

平成 21 年 8 月より橋本市全域の分別区分及び収集・運搬体制の統一を行うことから、新たな収集頻度・収集形態等に沿った適正なごみの排出を呼びかけるとともに、効率的な収集・運搬体制を確立します。

また、事業系一般廃棄物については、直接搬入及び許可業者による収集をさらに推進していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	効率的な収集・運搬体制の確立	▼開始							

施策効果の指標	不適正排出件数、収集・運搬コスト及び収集車両燃料費
---------	---------------------------

○ごみステーションの適正な管理の促進

各家庭からのごみの排出と市の収集の接点であるごみステーションについては、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、各自治会との協力による管理体制を構築していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	ステーションの管理体制構築	▼検討(H21)							
		▲体制構築(H22～)							

施策効果の指標	管理体制の構築
---------	---------

○福祉収集の検討

今後高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者や障がい者に対して、支援体制を検討すると共に、戸別収集の実施や訪問収集・ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備等についての検討を進めます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	ごみ出しの支援体制整備、個別・訪問収集等の環境整備	※検討(H20～)							
		▲体制・環境整備(H21後半)							

施策効果の指標	高齢者・障がい者世帯数に対するごみ出し支援等実施の割合
---------	-----------------------------

3. 市民・事業者・行政の協働による取り組み

(1) 市民の積極的な取り組みの支援、促進

○各種団体への支援

市民や事業者に対し、ごみの減量化・資源化に自主的に取り組んでいるグループ・団体等の活動内容を紹介し、活動への参加を呼びかけるとともに、各種団体への活動場所や情報の提供などの支援を行います。

また、市民グループ、商業団体、消費者団体、NPO 団体との連携により、市内における活動団体のネットワーク化を図っていきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	各種団体の紹介、活動参加への呼びかけ								
拡充事業	活動団体のネットワーク化			▼調整					
					▲ネットワークの構築				

施策効果の指標	各種団体の活動報告事例数、ネットワーク構築結果
---------	-------------------------

○市民によるイベントへの支援

市の各イベントや市民主催のバザー、フリーマーケットなどのイベントを支援し、ごみの排出抑制と不用品の再利用（リユース）を推進します。

また、施設等の見学会や、ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウムなど、市民参加のイベントを検討し、ごみに対する理解の向上を図ります。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	イベント等を通じた発生抑制、再利用の啓発								
	市民参加型の環境教育の推進								

施策効果の指標	イベント参加人数、環境教育の事後評価
---------	--------------------

(2) 事業者における取り組みの支援、促進

○拡大生産者責任の周知

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を事業者に周知し、具体的には、各種リサイクル法に則り、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することを要請していきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	拡大生産者責任の周知	▼開始							

施策効果の指標	リサイクルルートの確認
---------	-------------

○新たなおみ処理技術の調査

多様化・複雑化が進むごみの処理に対応するため、再生利用や環境負荷の少ない適正な処理を重視した新たなおみ処理技術について、今後、橋本周辺広域市町村圏組合と協力し、情報収集及び調査研究を進めていきます。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	新たなおみ処理技術の調査	▼開始							

施策効果の指標	蓄積した情報量
---------	---------

(3) 行政における連携体制の整備

○関連部署・関係機関等との連携の強化

ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正なおみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつです。そのため、他の関連部署や関係機関等との連携を強化し、協力、理解を得るとともに、円滑な事業の推進を図ります。

また、市民にわかりやすいごみ処理行政機関を構築します。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
拡充事業	関連部署・関係機関等との連携の強化	▼開始							

施策効果の指標	連携体制の結果
---------	---------

○三者の調整役としての役割の推進

市民・事業者・行政の三者協働を図るため、市の役割としては、廃棄物処理に関する計画や目標を設定し、市民に対する情報公開や環境教育、活動支援などを行います。

また、事業系ごみの減量・分別指導といったごみ処理事業に関わる幅広い役割を担うとともに、市民・事業者・行政の三者が協働できる体制整備のため、市が調整役となって、資源循環型社会への取り組みを行います。

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
継続事業	廃棄物処理に関する計画・目標の設定と市民・事業者との調整								

施策効果の指標	施策の運用状況
---------	---------

第5節 その他の関連計画

1. 適正処理計画

(1) 適正処理困難物に対する対応

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物は、市としては収集処理を行わないものとしませんが、適正な処理方法や処理可能な民間業者の紹介などの周知を図っていきます。

(2) 橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定による処理

現在、橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定による処理制度により、厨芥、草及び剪定枝の再生利用を推進しています。今後も、民間活力の導入により、これらの再生利用を推進し、今後の状況等により、市の取り組みについても判断していきます。

(3) 不法投棄の防止

ごみ処理費用等の排出者負担という考え方から、市民・事業者に相応な負担が求められることにより、不法投棄の増加も予想されます。そのため、不法投棄の監視体制を充実させるとともに、違法行為に対して厳格な対応を検討します。

また、広報やパンフレットの作成等により、適正な処理についての協力を呼びかけ、市民・事業者の意識向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

そのためには、県との連携や市の各課における対応マニュアルの作成等の検討を推進します。

(4) 災害ごみの対応

豪雨や火災、震災等で大量に発生する災害ごみは、市の防災計画や今後策定の検討が必要である災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、廃棄物の分別や一時集積場所の確保などを含め、適切な処理ができる体制の整備に向けて、県や橋本周辺広域市町村圏組合との連携により検討を進めていきます。

2. ごみ処理施設整備計画

(1) 中間処理施設

橋本周辺広域ごみ処理場の稼働後は、橋本クリーンセンター及び高野ロクリーンセンターの施設跡地の有効利用を検討するとともに、撤去までの期間は適正に管理を行っていくものとしします。

(2) 最終処分場

橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）については、延命化対策を行ったところであり、環境保全対策を引き続き実施し、適正な管理を推進していきます。

また、新たな最終処分場の整備や民間処理委託等、本市の状況に最も適した処理システムを構築します。

3. 計画の推進

本計画は、ごみの排出抑制と減量化、排出されたごみを最大限に資源化するとともに、可能な限り環境負荷の少ない処理を基本方針とし、『「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまち ― はしもと ―』を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、市民・事業者・行政が一体となった協働による取り組みが必要である。このため、市民・事業者・行政の三者がごみ処理の現状、課題を認識、検証するとともに、本計画の基本理念や基本目標、ごみ処理の現状などを共有化し、互いに連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。

また、計画を推進するにあたっては、行政機関の組織強化と共に施策の進捗状況や達成状況を点検・評価する仕組みが必要となってきます。

計画の実施状況や見直し内容などについては、広報・ホームページを活用して広く市民や事業者公表し、それに対する意見を今後の施策に反映させていくこととします。

